

消費税インボイス制度 改正電子帳簿保存法セミナー

令和5年10月よりインボイス制度（適格請求書保存方式）が導入されます。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要となり、インボイスの交付を行うためには、税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となります。また、電子帳簿保存法が改正されており、電子データでの保存方法も変わっております。

八街商工会議所では、成田税務署の職員を講師に迎え、消費税インボイス制度、改正電子帳簿保存法セミナーを開催いたします。是非この機会に奮ってご参加下さい。

インボイス制度とは

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス保存等が必要となります。

改正電子帳簿保存法とは

各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

セミナーの主な内容

- ・インボイス制度の概要
- ・インボイスとは具体的にどういうものか
- ・誰が影響を受けるのか
- ・課税事業者、免税事業者のやるべきことは何か
- ・事前の届け出、書類の作成、管理について
- ・改正電子帳簿保存法について

【日時】 令和4年7月15日（金） 午後1時30分～3時30分

【場所】 八街商工会議所

【講師】 成田税務署 職員

【受講料】 無料

【定員】 30名

【申込締切】 令和4年7月13日（水）

定員になり次第締切らせていただきます。

【申込】 下記申込書に記入の上、お申し込み下さい。

【申込先】 八街商工会議所 指導課

電話043-443-3021 FAX043-443-7221

※受講者はマスクの持参・着用をお願いします。

八街商工会議所消費税インボイス制度、改正電子帳簿保存法セミナー（7/15） 参加申込書

※申込書は切らずに送信して下さい。

FAX：043-443-7221

事業所名		参加者名	
住所		電話	

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、適正に管理いたします。